

添付法令資料 3 :

金融サービス・セクターにおける支援専門職に関する
2025年2月26日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 5 (目次)
2026年3月3日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	支援専門職サービスの利用 (第2条ないし第5条)
第3章	金融サービス・セクターの支援専門職の行政上の管理
第1節	登録 (第6条ないし第12条)
第2節	サービス提供範囲の拡大及び縮小 (第13条ないし第15条)
第3節	登録申請の審査 (第16条)
第4章	義務
第1節	通則 (第17条ないし第24条)
第2節	報告 (第25条ないし第30条)
第5章	サービス提供の停止
第1節	一時的停止 (第31条ないし第39条)
第2節	恒久的停止 (第40条ないし第46条)
第3節	公認会計士及び公認会計士事務所に対する一時的停止及び恒久的停止 (第47条)
第6章	メディア (第48条ないし第50条)
第7章	雑則 (第51条ないし第56条)
第8章	経過規定 (第57条)
第9章	終則 (第58条及び第59条)